

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第7号

平成23年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年7月1日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 巖 和 雄

1. 期 日 平成23年7月8日（金）午後2時30分開議
2. 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 八街消防署庁舎耐震改修及び増改築建築工事請負契約について
 - (4) 災害対応特殊救急自動車の購入契約について
 - (5) 監査委員の選任について

○平成23年7月8日

○現在議員12名で次のとおり

1番	小須田	稔
2番	冨塚	忠雄
3番	中村	孝治
4番	三橋	秀夫
5番	立崎	金治
6番	山本	邦男
7番	小澤	定明
8番	古川	宏史
9番	福田	守
10番	川島	邦彦
11番	内海	和雄
12番	宮野	孝雄

平成23年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会

○議事日程

平成23年7月8日（金曜日）午後2時30分開議

日程第1 議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 議案の上程

議案第1号から議案第5号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 行政報告
4. 議長の選挙
5. 議席の指定
6. 会議録署名議員の指名
7. 会期の決定
8. 議案第1号から議案第5号の上程、説明
9. 議案第1号の質疑、討論、採決
10. 議案第2号の質疑、討論、採決
11. 議案第3号の質疑、討論、採決
12. 議案第4号の質疑、討論、採決
13. 議案第5号の採決

14. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	小須田	稔
2番	富塚	忠雄
3番	中村	孝治
4番	三橋	秀夫
5番	立崎	金治
6番	山本	邦男
7番	小澤	定明
8番	古川	宏史
9番	福田	守
10番	川島	邦彦
11番	内海	和雄
12番	宮野	孝雄

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	蔵	和新	雄
副管理者	北村	新泰	司
副管理者	小坂		久
会計管理者	石渡		孝
消防長	鈴木	昭定	三
次長兼総務課長	今井		男
企画課長	山本		稔
予防課長	斉藤	知久	久
査察調査課長	高橋	秀樹	樹
警防課長	清宮	光雄	雄
通信指令課長	豊田	光弘	弘
佐倉消防署長	篠田	啓一	一
志津消防署長	滝口	喜代	松
八街消防署長	今井	秀夫	夫
酒々井消防署長	岩瀬	孝行	行

○議会事務局出席職員氏名

書記	大島	立美
書記	安藤	純一

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時27分)

○副議長（小澤定明君） 議長が不在でございますので、副議長の私がしばらく議長の職を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名であります。したがって、平成23年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎諸般の報告

○副議長（小澤定明君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より繰越明許費繰越計算書及び専決処分についての報告がありました。また、監査委員より例月出納検査結果報告書の提出がありました。

それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承お願いいたします。

◎行政報告

○副議長（小澤定明君） 続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長、鈴木昭三君。

(消防長 鈴木昭三君登壇)

○消防長（鈴木昭三君） 消防長の鈴木昭三でございます。お許しをいただきまして、東日本大震災に伴う緊急消防援助隊の活動概要及び佐倉消防署角来出張所耐震改修工事の完了につきまして、ご報告させていただきます。

まず、東日本大震災に伴う緊急消防援助隊の活動概要についてでございますが、お配りいたしました消防長行政報告資料の2ページをごらんください。4の東日本大震災に係る緊急消防援助隊の活動状況について、記載のとおり平成23年3月11日の地震発生後、全国44都道府県の消防機関から直ちに緊急消防援助隊が被災地へ出動いたしまして、6月6日活動終了までの88日間にわたり延べ7,577隊、2万8,620人が人命救助活動を初めとする消防活動に従事し、当消防組合からも千葉県隊として3月20日から5月11日までの間において、延べ6回にわたり15隊、47名が岩手県及び福島県に出動いたしました。

(3)の①に記載のとおり、千葉県第3次隊、第4次派遣隊については、消火部隊1隊5名、救助部隊1隊5名、救急部隊1隊3名及び後方支援部隊2隊4名の計5隊17名が出動いたしまして、3月20日から22日までの間、岩手県陸前高田市の壮絶な現場において人命検索活動等に従事いたしました。

資料の3ページにお進みください。内訳につきましては、3月21日に消火部隊及び救助部隊が人命

検索活動を実施し、3月22日、消火部隊、救助部隊及び後方支援隊の計3隊10名が引き揚げました。残りの救急部隊1隊3名及び後方支援部隊1隊4名の計2隊7名は、福島県内の救急活動のため福島県消防学校へ部隊移動し、3月24日まで活動をしております。

また、②から⑥に記載のとおり、千葉県5次派遣隊から13次派遣隊につきましては、救急部隊1隊3名及び後方支援部隊1隊3名の2隊6名がそれぞれ活動拠点である福島県消防学校へ出動し、福島県内の救急活動を主な任務として、それぞれ5日間ずつ活動したものであります。

5次派遣隊につきましてはいわき市内、8次及び9次派遣隊は南相馬市内、それから12次派遣隊及び13次派遣隊につきましては相馬市を担当いたしまして、全隊異状なく任務を遂行し無事帰還しております。

なお、6月6日付をもって東日本大震災に伴う緊急消防援助隊の派遣活動はすべて任務が終了しましたが、現在も福島第一原子力発電所の状況が変化し、今後福島県内の消防機関で対応困難となる事案が発生することも考えられます。その場合につきましては再び緊急消防援助隊の派遣要請があることから、当組合といたしましては今後も積極的に派遣していくことを考えております。

次に、佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事の完了につきましてご報告をさせていただきます。資料の5ページをごらんください。1の庁舎概要イに記載のとおり、角来出張所庁舎は昭和49年10月に消防本部庁舎として竣工され、築36年が経過し老朽化が著しく、平成8年9月に行いました耐震診断の結果では、耐震安全性指標を示すI s値が0.24という地震等の振動及び衝撃に対して倒壊等の危険性が高いと診断されました。

2の耐震改修工事の概要でございますが、(1)、庁舎の耐震改修工事概要アの構造改修に記載してございますが、庁舎3階スラブから上部をワイヤーソーで切断し、上階の壁及びスラブ等を撤去することにより自重が軽減され、さらに2階北側に袖壁を新設し、これによりまして耐震性能が向上いたしました。

資料6ページにお進みください。(2)、耐震補強の概要でございますが、イに記載してありますとおり、1階部分については車庫の耐震性が脆弱でありましたが、救急消毒室及び着装室を新設するため、柱及び壁等を新設したことにより耐震性が向上いたしました。

耐震安全性の指標ですが、平成21年度に佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事実施設計を行い、設計段階でのI s値は0.43でございます。平成8年に実施した診断時のI s値よりふえた理由につきましては、平成16年度に無線塔を撤去し、自重が軽減されたことによるものでございます。耐震補強後のI s値は1.30と、当消防組合既存建築物耐震対策要綱で定めるI s値0.9以上を確認いたしました。

次に、関連する工事の契約状況につきましては、3の耐震改修工事に係る契約状況に記載のとおりでございます。総額で1億7,095万4,715円でございます。

また、8ページに平面図を添付いたしましたので参考としていただきたいと思います。

耐震改修工事の財源につきましては、平成21年度に国から交付されました経済危機対策臨時交付金

を充当し、事業を実施いたしました。完成検査につきましては、平成23年3月18日、佐倉市資産管理経営室立ち会いのもと、建築工事、電気設備工事及び機械衛生設備工事の完成検査を実施、3月20日に外構工事の完成検査を行い、佐倉消防署角来出張所庁舎の耐震改修工事が完了いたしました。

工事期間中の出動体制につきましては、角来出張所管内の住民サービスの低下を招かないように、角来出張所職員を佐倉消防署に配置し、佐倉消防署の出動隊を増強して対応してまいりました。平成23年4月1日からは佐倉消防署で勤務していた角来出張所職員を本来の角来出張所に配置し、運用を開始いたしました。

以上で東日本大震災に伴う緊急消防援助隊の活動概要及び佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事についての報告を終わりにさせていただきます。

◎議長の選挙

○副議長（小澤定明君） 日程第1、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小澤定明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小澤定明君） 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に中村孝治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました中村孝治君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小澤定明君） ご異議なしと認めます。

ただいま議長に当選されました中村孝治議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

中村孝治議員の議長当選のごあいさつがございます。

中村孝治議員。

（議長登壇、あいさつ）

○議長（中村孝治君） それでは、一言あいさつ申し上げます。ただいま皆様方のご推挙をいただき、

議長のと職につかせていただくこととなりました佐倉市選出の中村孝治でございます。さきの大震災におきましては、その復興支援に当たりまして、佐倉市も含めて全国各地から多くの消防士の皆様方が献身なる活動をいたしまして、被災地の皆様方から大変感謝をされたところでございます。そのように地域の安全、安心を支える消防に対しまして、その役割、その重要性というものが改めて国民の皆様から見直されたところではないかと思っております。そのような中、議長のと職を仰せつかったわけでございますけれども、その責任の重さをひしひしと受けとめているところでございます。したがって、今後とも佐倉市、八街市、そして酒々井町の消防組合議会がますます発展いたしますとともに、円滑なる議会の運営に全力で精いっぱい取り組んでまいりますので、皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、言葉整いませんが、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。（拍手）

○副議長（小澤定明君） 議長、議長席にお着きください。かわります。

（副議長、議長と交代）

○議長（中村孝治君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2時43分休憩

午後 2時43分再開

○議長（中村孝治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議席の指定

○議長（中村孝治君） 日程第2、議席の指定を行います。

このたび佐倉市及び酒々井町から選出されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号1番、小須田稔君、議席番号2番、冨塚忠雄君、議席番号3番、私、中村孝治になります。

議席番号10番、川島邦彦君、議席番号11番、内海和雄君。

以上のとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村孝治君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席5番、立崎金治君、議席6番、山本邦男君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村孝治君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号から議案第5号の上程、説明

○議長(中村孝治君) 日程第5、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第5号までの5件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、蕨和雄君。

(管理者 蕨 和雄君登壇)

○管理者(蕨 和雄君) 本日ここに平成23年7月組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙にもかかわらずご出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

さて、去る4月に行われました統一地方選挙の結果、めでたく当選され、ここに消防組合議会が構成されましたことは、まことに喜びにたえないところでございます。

また、皆様のご支援によりまして、再び管理者の職責を担うこととなりました。これまで以上に消防行政の推進に努める所存でございますので、何とぞ、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

ただいまは組合議会議長に中村孝治議員が当選されまして、心からお祝いを申し上げます。また、今後ともご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから本臨時議会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、職員手当等を補正する必要性から緊急を要するものと認め、平成23年3月28日付で専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、佐倉市井野東土地区画整理事業等に伴う町名地番変更について、本条例別表中の志津消防署管轄区域を改めようとするものでございます。

議案第3号 八街消防署庁舎耐震改修及び増改築建築工事請負契約についてでございますが、八街消防署庁舎の耐震性能の向上を図るための耐震改修を行うとともに庁舎の増改築を行い、職員の勤務環境及び衛生面の改善を行うものであり、1億3,125万円をもって古谷建設株式会社と請負契約を締結いたそうとするものでございます。

議案第4号 災害対応特殊救急自動車の購入契約についてでございますが、志津消防署に配置する災害対応特殊救急自動車について、3,213万円をもって千葉トヨタ自動車株式会社と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

議案第5号 監査委員の選任についてでございますが、消防組合議会議員の任期満了に伴い、議員のうちから選任する監査委員に、消防組合議会議員、内海和雄氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上、本臨時議会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（中村孝治君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長、今井定男君。

○次長（今井定男君） 消防本部次長の今井定男でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、去る3月31日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震に伴い、被災地への緊急消防援助隊の派遣及び災害対策本部の設置等に関して職員の時間外勤務手当が不足し、緊急を要したために専決処分により補正を行ったものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出それぞれ201万円を増額し、歳入につきましては7款1項1目財政調整基金繰入金を、歳出につきましては3款1項1目常備消防費のうち3節職員手当等をそれぞれ増額したものでございます。

なお、当消防組合では3月20日から5月11日までの間、6回、延べ15隊47名を派遣したものでございます。また、このたびの緊急消防援助隊の派遣に要した経費につきましては、緊急消防援助隊活動負担金により国から交付されるものでございます。

続きまして、議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、佐倉市の住居表示の変更に伴い、別表中の志津消防署の管轄区域に宮ノ台6丁目及び西ユーカーが丘1丁目から5丁目までを加えるものでございます。

続きまして、議案第3号 八街消防署庁舎耐震改修及び増改築建築工事請負契約についてでございますが、八街消防署庁舎耐震改修及び増改築建築工事請負契約について、去る6月15日に当消防本部

におきまして一般競争入札を実施いたしましたところ、7者の申請があり、そのうち6者が参加をいたしました結果、山武郡横芝光町栗山3195番地1、古谷建設株式会社が落札をいたしましたので、同社代表取締役、古谷務と1億3,125万円をもって請負契約を締結いたそうとするものでございます。なお、予定価格に対する契約金額の割合は79.6%でございます。

続きまして、議案第4号 災害対応特殊救急自動車の購入契約についてでございますが、志津消防署に配置をする災害対応特殊救急自動車につきまして、去る6月15日に当消防本部におきまして一般競争入札を実施いたしましたところ、2者が参加をいたしまして、その結果、千葉市中央区登戸2丁目2番7号、千葉トヨタ自動車株式会社が落札をいたしましたので、同社代表取締役、麻生茂と3,213万をもって購入契約を締結いたそうとするものでございます。なお、予定価格に対する契約金額の割合は99.6%でございます。

続きまして、議案第5号につきましては、人事案件でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

○議長（中村孝治君） 消防長、鈴木昭三君。

○消防長（鈴木昭三君） ただいまの提案理由の説明の中で1号議案の中で地震発生の日付ですが、3月31日と申し上げましたが、3月11日に訂正させていただきます。よろしくお願いします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて質疑に入ります。
質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑はございますか。

2番、冨塚忠雄君。

○2番（冨塚忠雄君） 議席2番の冨塚でございますけれども、若干お伺いします。この表の中で佐倉市八街市酒々井町消防組合の、志津消防署の考え方についてなのですけれども、現在の志津消防署の管内人数ですよ、概算人口、それから今後そういうところが何人ふえていくのかということをやっとお聞きしたい。

○議長（中村孝治君） 消防長、鈴木昭三君。

○消防長（鈴木昭三君） 冨塚議員のご質問にお答えいたします。

この管轄区域の人数につきましてでございますが、志津消防署の管轄区域内の町名変更になりますので、管轄区域内の人口につきましては増減はございません。したがって、現在7万4,768人ということで変更はございません。

以上です。

○議長（中村孝治君） 冨塚忠雄君。

○2番（冨塚忠雄君） 人口の変動はないという話ですけれども、例えば想定人口が幾らになっているのかお聞きしたいのですけれども。というのは志津地区は志津消防署と南出張所ということで、それぞれの人口がこの消防本部の消防署の現状の中で明らかになってくるので、実は1,411宅地がこの地区でふえてくるのです。現在既に何世帯か実は入っているものですから、ですから今までの人数と変わらないということではなかろうというふうに思うのです。大体4,500人を想定しているというふうな数字が区画内でふえるんですね。ですからこの4,500人がふえるということを想定していくと、志津の消防署管内が幾らなのかということがおのずと出てくるのかと思うのですけれども。ですから今消防長が言ったように人員は変わらんというのがどうも納得いかないのだけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村孝治君） 議長より冨塚忠雄君に申し上げますが、この専決処分……

○2番（冨塚忠雄君） 議案第2号。専決ではないよ。

○議長（中村孝治君） 失礼しました。

○2番（冨塚忠雄君） これからの。

（何事か呼ぶ者あり）

○2番（冨塚忠雄君） これからは、だから当然想定する人口もふえてくるでしょう。そこ考えながら。

○議長（中村孝治君） 今井定男君。

○次長（今井定男君） 次長の今井定男でございます。冨塚議員のご質問、先ほど消防長の答弁させていただいた人口がふえないということは、町名の変更に伴っては管轄が変わらないのでふえないということでございますけれども、そこに宅地開発があつて4,500人の計画人口がふえるということでご

ございますので、当然そのものは上乘せになるというふうに解釈していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村孝治君） 富塚忠雄君。

○2番（富塚忠雄君） そういうことなんですよね。現在私は井野に住んでいまして、その地区の人は西ユーカーリ4丁目になっているのですね。だからもともと井野にいた人はカウントしなくていいんですが、新しく西ユーカーリの中に新規に入った方々がいらっしゃるわけですね。私の住んでいる志津消防署管内だと現在3万5,848人と、新規は大体4,500人ぐらいふえるだろうということを考えていくと、4万人に志津消防署になるわけですね。それから、南出張所は3万8,000ですから、志津地区では7万8,000、7万9,000人ぐらいの人口になっているというふうに思うのですね。そうすると現在の消防署の体制の中で、これでいいのかどうかということちょっと考えていただきたいと思ひまして実は質問をさせていただきました。ですからどのような人口想定を考えているのかなということをお聞きしたわけでありまして、その辺の今後の見通しもあるのだろうというふうに私は思っています。

○議長（中村孝治君） 答弁はよろしいですね。

○2番（富塚忠雄君） 答弁求めていますから。

○議長（中村孝治君） 富塚忠雄君。

○2番（富塚忠雄君） だから現在体制でいけるならいけるということで構わないです。ただこのままふえてくると現体制の中でもう一つ考えていく必要があるのかなというふうに思ひまして、一応市民の方々の生命、財産を守るということからいくと7万9,000人になってきたときに、志津消防署と志津南出張所の中でそういう状況をきちんとできるかということになってくるので、そこを質問したわけなのです。

○議長（中村孝治君） 管理者、蕨和雄君。

○管理者（蕨 和雄君） 佐倉市の総合計画によりますと志津で5,000人ふえて、佐倉市の佐倉の寺崎で5,000人ふえる。合計1万人ふえるのですが、結果的に10年後1万人減ってしまうという見通しになっておりまして、したがひまして2万人減る、現状から。ですから志津地区につきましてはもう一度精査してみたいとは思ひますが、一時的に5,000人ふえたとしても、最終的には5,000人減ってしまうのだという計算になっておりまして、これを減らさないようにしようということで、総合計画の中で現状を維持していこうということでやっております。この消防関係の対応について、例えば3年置きとか5年置きとかの数値というのはもう少し精査する必要があると思ひますが、将来的にはふえないという状況でございます。高齢化が相当のスピードで進んでおりまして、逆に中志津のほうはどんどん人口が減ってきている状況でございますので、一概にどんどんふえていくという、もちろんふえたほうが市としてはいいのですが、そういう状況には今のところないので、何とかして減らないように対策を打っていこうという方針でやっております。富塚議員のご心配な点はわかりますので、また少し精査して5年後ぐらいで検討してみたいと思ひます。

○2番（富塚忠雄君） 了解。

○議長（中村孝治君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第3号 八街消防署庁舎耐震改修及び増改築建築工事請負契約について質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 八街消防署庁舎耐震改修及び増改築建築工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第4号 災害対応特殊救急自動車の購入契約について質疑に入ります。

質疑はございますか。

冨塚忠雄君。

○2番（冨塚忠雄君） 議席2番の冨塚でございます。落札率が99.6%というのは余りにも高過ぎるかなというような感じを持っておるのですが、今2者しかこの車を扱っていないというようなことで、2者とその一般入札になっておりますけれども、これは2者しかないという判断をどのようにしているのでしょうか。

○議長（中村孝治君） 消防長、鈴木昭三君。

○消防長（鈴木昭三君） 消防長の鈴木でございます。ただいまの冨塚議員のご質問にお答えいたします。

これにつきましては入札をする時点で仕様書というものを公開しておりまして、一般競争入札で入札をしております。したがって、その仕様に基づく車をつくれるという会社が結局2者しかないということで、応札してきたのは2者でございます。

以上でございます。

○議長（中村孝治君） 冨塚忠雄君。

○2番（冨塚忠雄君） 冨塚でございますけれども、災害対応特殊救急自動車の場合は2者しかなかったということですが、通常の消防車両につきましては数者あるのですか。

○議長（中村孝治君） 次長、今井定男君。

○次長（今井定男君） 次長の今井定男でございます。国内の救急車のメーカーは、これは災害対応と言っていますけれども、これは緊急消防援助隊仕様の車両でございますので、一般的な救急車とほとんど仕様は変わらないのですが、国の補助金があるか、ないかの差なのですけれども、救急車のメーカーは2者でございます。ただ消防車については日本ポンプ協会等に加盟しているところで十数者とかいうことであります。

○議長（中村孝治君） 冨塚忠雄君。

○2番（冨塚忠雄君） 救急自動車の場合は2者しかないということですから、どうなのですか。トヨタと日産のそれぞれの車両につきまして、消防組合としての使い勝手の問題ですが、2者ともそれなりに使い勝手がいいものがあるのかという感じするのですけれども、それはいかがなのでしょう。

○議長（中村孝治君） 警防課長、清宮光雄君。

○警防課長（清宮光雄君） 警防課長の清宮光雄でございます。冨塚議員の質問にお答えいたします。

救急車なのですが、日産さんとトヨタさん2者になろうかと思いますが、今当本部ではトヨタ車が10台、日産車が2台運用しております。同じ年に導入した車の維持管理状況を5年間の修繕等で比較しますと、車両台帳に記録されている軽微な球切れ等の交換を含め、トヨタ車が33回、日産車が68回となっており、日産車のほうが多く発生している状況でございます。燃費につきましても、日産車のほうが排気量が大きいため燃費が悪く、ランニングコストがかさむ状況でございます。また、ホ

イールベースにつきましても、トヨタ車のほうが短いため小回りがきく、このような状況でございます。このようなことから職員間においてはトヨタ社製のほうが総合的に信頼性が高いという認識があるようでございます。

以上です。

○議長（中村孝治君） 富塚忠雄君。

○2番（富塚忠雄君） 僕が言いたいのは本当に高いお金を出して、3,213万という高いお金を出して購入するわけだから、やはりきちんと性能がパーフェクトで消防署に合った車両だということ、そういう車両を求めていくことが僕は当然かなというふうに思っています。ただ一般競争入札ですから、これは違っていいわけですよ。そうするとみすみす使い勝手が悪いというような、ホイールベースも長くて小回りがきかないというような今話もありましたし、燃料も燃費も相当使い過ぎるということもありますから、その辺はどう考えていくのかということが一つの課題になってくるのかな。ただ一般的には競争入札で比べる、これが通例になっているようではすけれども、これは使い勝手の悪いものをあえて高いお金出して購入するというのはいかがなものかというように思うのですけれども、これは見解を求めてもいいですかね。

○議長（中村孝治君） 要望でなくですか。

次長、今井定男君。

○次長（今井定男君） 次長の今井定男でございます。救急車の仕様につきましては、国の標準化された仕様で両者ともやっておりますので、ほぼ同一仕様となっております。したがって、いわゆる地方自治法施行令に定めるところの随意契約には該当しない状況でございます。したがって、我々は確かに富塚議員がおっしゃるとおり随意契約等でやりたいという気はあるのですけれども、法律上なかなか随意契約によつての契約は理解が得られないということで一般競争入札を行っているような状況でございます。

○議長（中村孝治君） 富塚忠雄君。

○2番（富塚忠雄君） 随契がだめだというようなことでずっと来ていますから、それはなかなか覆すのは難しいかなという気はしますけれども、しかし使い勝手が悪いというようなことがわかっていながら、そこに求めていくということはどういう結果を招くかということは、やっぱりきちんと考えていかなければならない問題だろうと僕は思っています。例えば日産に、固有名詞申し上げましたけれども、今はトヨタと日産がですがあえて言うけれども、日産さんのほうに使いかたが悪いからここを何とか直してくれ、そういうことだってあるだろうと、入札した結果ね。だからそうしていかないと、購入したけれども、使い勝手が悪いと、燃費も悪く、小回りもきかないというような、そういう状況で本当に市民の方々、町民の方々の命や健康が守れるかということを考えてときに、やっぱりこれは一考を要するというふうに思いますので、これは何回質問しても同じだと思いますから、要望しておきますけれども、そういうことを考えに入れておく必要があるかというふうに思っております。

す。

それから、もう一点質問したいと思いますけれども……

○議長（中村孝治君） 富塚議員に申し上げますが、一応組合議会規則の中に同一議員は3回を超えてはならないという……

○2番（富塚忠雄君） 質疑はいいですよ。

○議長（中村孝治君） いえ、質疑はそうなっていますので。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 今回は私も知りませんでしたので。

○2番（富塚忠雄君） だって議案質疑はあるでしょう。

○議長（中村孝治君） 一応ありまして、特に議長の許可を得たときはこの限りでないというのがありますので、その幅の中で今回は……

○2番（富塚忠雄君） ちょっと議長……

○議長（中村孝治君） 会議規則で決まっていることではないかと思しますので、ひとつ……

○2番（富塚忠雄君） 議長、それは議案に対する質疑は回数制にするというのおかしいでしょう、それは。一般質問ならば、それはどこでもやっているからいいと思いますよ。議案の質疑は、これは、そういうことがあるならば、それは議長、ちゃんとしていかないと、きちんとした質疑ができないと、納得した中で我々に議決を求めていくということができにくくなるというふうに思っているのです、それは検討していただきたいというふうに思います。

○議長（中村孝治君） 一応そういう規則、私知りませんでしたので。

○2番（富塚忠雄君） それでは質問いいですか。

○議長（中村孝治君） できればここでおやめになっていただきたいというのが私の希望でございます。

○2番（富塚忠雄君） わかりました。消防組合議会議長のことだから余りここで。

○議長（中村孝治君） よろしくご理解を。

○2番（富塚忠雄君） しかしながら、会議規則に載っているということと、議案質疑についてはやっぱりもう少し考えていく必要があるだろうということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（中村孝治君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 災害対応特殊救急自動車の購入契約について採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の採決

○議長(中村孝治君) 議案第5号 監査委員の選任についてでございます。

地方自治法第117条の規定により内海和雄君の退場を求めます。

(11番 内海和雄君退場)

○議長(中村孝治君) お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) ご異議なしと認めます。

これより議案第5号 監査委員の選任について採決することに決しました。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

内海和雄君、入場願います。

(11番 内海和雄君入場)

◎閉会の宣告

○議長(中村孝治君) 以上をもちまして、平成23年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後 3時24分)